《議会運営等調査事項》

　　　　記載事項日：令和4年5月1日現在

|  | 北海道河西郡芽室町 |  |
| --- | --- | --- |
| １）人口／世帯数 | ・人口 18,111人・世帯 8,024世帯　（令和4年4月30日現在） |  |
| ２）令和4年度当初予算 | ・一般会計　12,958,000千円・特別会計 5,026,763千円・企業会計 4,464,830千円・全会計　　22,449,593千円 |  |
| ・議会費（職員人件費除く） 82,503千円 |  |
| ３）議員定数 | ・定数　16人（平成23年5月から変更なし） |  |
| ４）会派構成（名称・人数） | ・なし |  |
| ５）政務活動費の交付状況等 | ・なし |  |
| ６）常任委員会（名称・人数・任期） | ・総務経済　　　　8人・厚生文教　　　　8人・任期　　　　　　2年（H27.5から2常任委員会。） |  |
| ７）議会運営委員会の設置状況 | ・有 |  |
| ①委員会構成 | ・議長が本会議に諮って指名する。（常任委員会正副委員長、他３名で構成） |  |
| ②委員数 | ・7人 |  |
| ③委員任期 | ・2年 |  |
| ④開催時期 | ・年度当初で年間スケジュール化（通常、本会議開会前の10日程度前）・不定期（年間30-40回程度開催） |  |
| ８）特別委員会の設置状況 | ・予算決算特別委員会 |  |
| ９）一般質問について | ・通告期限：有（定例会議初日の翌日）・通告内容：質問の件名及び要旨・質問順序：通告書提出順・質問方式：一問一答方式（平成26年12月定例会より全面移行）・時間制限：90分以内 （質問・答弁の計） |  |
| 10）予算・決算審査の方法と日程 | ・予算決算特別委員会を常設（H27.6から常設し、任期は4年間で、議長を除く15人の議員で構成）・当初予算、決算認定については、定例会議休会中に概ね3～4日程度の日程で審査し、同議会中に審査結果を報告する。・定例会議、臨時会議に提案される補正予算についても、予算決算特別委員会において審査している。 |  |
| 11）開かれた議会運営 | ・秘密会、ミーティング以外はすべての会議を公開 |  |
| 1. 議会広報紙
 | ・議会運営委員会が編集責任・発行のため編集企画会議を開催・編集体制：委員会と事務局・年12回発行 |  |
| 　②常任委員会等の委員会の傍聴許可について | ・議員が傍聴する制限はない。委員外発言を認めている。（議会傍聴条例・会議条例等に規定） |  |
| 　③休日議会、夜間議会の実施の有無 | ・なし |  |
| 　④模擬議会の実施　（子ども議会等） | ・なし（H26年度に小中学生を対象とした見学会を開催） |  |
| 　⑤傍聴者への議案等の配布 | ・全て配付している。　予算書、決算書は持ち帰り不可 |  |
| 　⑥その他 | ・全会議（本会議、特別委員会、常任委員会、全員協議会をインターネット中継・録画配信している） |  |
| 12）委員会の研修 | ・2常任委員会、議運委ともに、必要に応じ、道内外の先進地事務調査を行うこととしている（予算措置は補正対応）・部局職員の随行は、必要に応じて要請している。 |  |
| 13）議員の海外派遣 | ・平成15年度から休止を申し合わせている。 |  |
| 14）議員報酬及び期末手当 | ・支給額：議 長 306，000円、副議長 244，000円、委員長 224，000円、議 員 204，000円・期末手当4.1ケ月（通年議会（会期5月から4月）の導入により、会期終了翌月の5月に1回支給） |  |
| 15）意見書、請願、陳情書の取扱い | ・議会運営委員会で取扱（付託委員会先）を協議する。・町民からの陳情については、必ず所管委員会に付託し、審査を行うこととしている。　（町民以外からの陳情の類は、全議員に写しを配布する。）・系統議長会からの意見書提出の要請については、所管委員会においてその取り扱いを協議することとしている。 |  |
| 16）事務局職員 | ・専任3人（事務局長、係長、書記） |  |
| 17）議会基本条例制定の有無 | ・平成25年4月1日施行・議会基本条例施行と同時に、会議規則を会議条例に格上げ |  |
| 18）通年議会の採用の有無 | ・平成25年5月から移行。　5月～4月の通年議会としている。 |  |
| 19）議会ＩＣＴ導入の有無 | ・平成28年5月からタブレット（iPad Pro、クラウド方式）を導入。・タブレット導入後、可能な限りペーパレス化を目指すことを全議員で確認済み。（本会議では紙議案と併用を可とする） |  |
| 20）議会ＢＣＰ導入の有無 | ・平成27年12月に計画策定・平成28年3月に議会基本条例一部改正（条項追加）している。 |  |
| 21）議会報告と住民との意見交換会開催の有無 | ・平成22年度から町民との意見交換会を開始・平成26年から単位老人クラブ・PTAとの意見交換会実施中・平成27年から議会フォーラムとして全町民を対象に開催・平成28年度から高校生との意見交換を開催中。・各常任委員会においては、所管団体との意見交換会を実施している。 |  |
| 22）オンラインを活用した委員会等の開催の有無 | （委員会）・令和3年4月に条例一部改正及び要綱策定。R3オンラインによる開催数は23回。（全員協議会）・令和3年9月に運用規則一部改正及び要綱策定。R3オンラインによる開催数は4回。 |  |

参照資料（芽室町議会HPに掲載していますので、御覧ください）